

キャリアアップ助成金 (正社員化コース)

有期契約労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に受給できます。

Q どのような場合に助成されますか？

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業主

1. 有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、キャリアアップ計画を作成し、労働局の認定を受けること
2. 有期契約労働者等を、正規雇用労働者に転換または直接雇用する制度を、労働協約または就業規則に規定していること
3. 2により転換または直接雇用される労働者は、継続または通算して6ヵ月以上雇用または受け入れられた方であること
4. 2により転換または直接雇用された労働者を6ヵ月以上の間継続雇用し、かつ転換前6ヵ月と転換後6ヵ月を比較して3%以上増額した賃金を支給していること

Q いくら助成されますか？

	有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者(※1)	1人あたり80万円(60万円)	1人あたり40万円(30万円)
上記以外	1人あたり40万円(30万円)	1人あたり20万円(15万円)

※1: 次のいずれかに該当する者

- ① 雇い入れから3年以上の有期雇用労働者
- ② 雇い入れから3年未満で、次のいずれにも該当する有期雇用労働者
 - (a) 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下
 - (b) 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
- ③ 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者

※()内は大企業に対する助成額

※有期、無期を合わせて、1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人まで

※多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)へ転換等した場合には正規雇用労働者へ転換等したものとみなされます

※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなされます

※新規学卒者で雇い入れ日から起算して1年未満の者については支給対象外となります

【加算措置】

- ・正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合
1事業所あたり20万円(15万円) ※1事業所あたり1回のみ
 - ・多様な正社員制度(※2)を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合
1事業所あたり40万円(30万円) ※1事業所あたり1回のみ
- ※2: 勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度

取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所(ハローワーク)(巻末参照)

知 っ トク 情報

- 正社員化後、12ヵ月以上継続雇用していた場合、2期目の申請ができるようになりました(上述の支給額は1、2期分の合算額となります)

